

資料編

- 1 策定経過
- 2 北本市総合振興計画審議会・検討委員会等
- 3 基本計画に紐づく計画・宣言等
- 4 用語解説

1 策定経過

令和6年度

4月17日	行政経営会議
6月26日	第1回第六次北本市総合振興計画検討委員会
7月18日	第2回第六次北本市総合振興計画検討委員会
7月23日～8月9日	第1回職員アンケート
8月7日	行政経営会議
8月7日	第1回第六次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ
8月26日	第2回第六次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ
9月1日～10月31日	意見募集「北本が目指す“まちの未来”について」
9月3日～13日	第3回第六次北本市総合振興計画検討委員会〔書面開催〕
9月5日～17日	市民意識調査
10月10日	第1回第六次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ
10月16日	第3回第六次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ
10月23日～28日	第4回第六次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ〔書面開催〕
10月31日	第4回第六次北本市総合振興計画検討委員会
11月7日～11日	第5回第六次北本市総合振興計画検討委員会〔書面開催〕
11月10日	まちづくり市民ワークショップ(第1日)
11月14日	行政経営会議
11月15日	第2回第六次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ
11月20日	第1回北本市総合振興計画審議会
11月26日	第3回第六次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ
11月29日～12月3日	第4回第六次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ〔書面開催〕
12月4日～5日	第5回第六次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ〔書面開催〕
12月6日～12日	第6回第六次北本市総合振興計画検討委員会〔書面開催〕
12月14日	まちづくり市民ワークショップ(第2日)
12月18日	第7回第六次北本市総合振興計画検討委員会
12月20日～26日	行政経営会議〔書面開催〕

12月23日	第2回北本市総合振興計画審議会
12月27日	第8回第六次北本市総合振興計画検討委員会
1月9日	行政経営会議
1月17日	北本高校の生徒との意見交換会
1月21日	第3回北本市総合振興計画審議会
2月10日～3月14日	第六次北本市総合振興計画基本構想(案)に係るパブリック・コメント手続
2月15日～3月8日	第六次北本市総合振興計画基本構想(案)に係る市民説明会(市内8箇所)
3月14日	第9回第六次北本市総合振興計画検討委員会
3月25日	行政経営会議

令和7年度

4月4日	第10回第六次北本市総合振興計画検討委員会
4月16日	行政経営会議
4月23日	第1回第六次北本市総合振興計画前期基本計画策定ワーキンググループ
4月25日	第4回北本市総合振興計画審議会
4月25日	第六次北本市総合振興計画基本構想(案)答申
4月30日	第2回第六次北本市総合振興計画前期基本計画策定ワーキンググループ
5月5日	第六次北本市総合振興計画基本構想について(議案第38号)上程
5月19日	第3回第六次北本市総合振興計画前期基本計画策定ワーキンググループ
6月4日	第4回第六次北本市総合振興計画前期基本計画策定ワーキンググループ
6月27日	第六次北本市総合振興計画基本構想について(議案第38号)原案可決
7月1日	第11回第六次北本市総合振興計画検討委員会
7月8日～14日	第12回第六次北本市総合振興計画検討委員会[書面開催]
7月9日	行政経営会議
7月9日～18日	第5回北本市総合振興計画審議会[書面開催]
7月15日～24日	第6回北本市総合振興計画審議会[書面開催]
7月28日	第13回第六次北本市総合振興計画検討委員会
8月5日	行政経営会議
8月18日	第7回北本市総合振興計画審議会

9月1日～30日	第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)に係るパブリック・コメント手続
9月15日	第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)に係る市民説明会
10月7日	第14回第六次北本市総合振興計画検討委員会
10月14日	行政経営会議
10月23日～28日	第15回第六次北本市総合振興計画検討委員会[書面開催]
10月23日～28日	行政経営会議[書面開催]
11月4日	第8回北本市総合振興計画審議会
11月4日	第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)答申
11月27日	第六次北本市総合振興計画前期基本計画について(議案第74号)上程
12月17日	第六次北本市総合振興計画前期基本計画について(議案第74号)原案可決

2 北本市総合振興計画審議会・検討委員会等

(1) 北本市総合振興計画審議会規則

平成21年9月30日規則第28号
改正 平成28年3月31日規則第15号
令和2年3月23日規則第11号
令和5年3月16日規則第9号
令和6年10月31日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日規則第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月31日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

区分	組織・団体、役職	氏名
第1号委員 (知識経験者)	内閣府地域活性化伝道師	大下 茂
	北本市環境審議会 会長	堂本 泰章
	北本市こども・子育て会議 会長	森田 満理子
	北本市男女共同参画審議会 会長	吉野 道子
	北本市教育委員会 教育長職務代理	黒川 範子
	北本市文化財保護審議会委員	橋本 裕子
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	地挽 昭則(R6年度)
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	小林 健二(R7年度)
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	坂田 直人
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	加藤 慎二(R6年度)
北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	竹松 紀尚(R7年度)	
第2号委員 (公共的団体等の代表者)	北本市商工会	高松 隆士
	北本市社会福祉協議会 常務理事	深谷 忍
	北本市自治会連合会 顧問	秋葉 清
	北本市民生委員・児童委員協議会 会長	熊木 庄吾
	北本市農業委員会 会長	横山 信
第3号委員 (公募による市民)	公募	田上 克義
	公募	槇 拓治

(3) 諮問・答申

■ 諮問

北政政発第43号
令和6年11月20日

北本市総合振興計画審議会
会長 大下 茂 様

北本市長 三 宮 幸 雄

第六次北本市総合振興計画(案)について(諮問)

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、第六次北本市総合振興計画基本構想(案)及び基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

■答申(基本構想)

北総審収第1号
令和7年4月25日

北本市長 三宮幸雄様

北本市総合振興計画審議会
会長 大下 茂

第六次北本市総合振興計画基本構想(案)について(答申)

令和6年11月20日付北政政発第43号で諮問のありました第六次北本市総合振興計画基本構想(案)につきまして、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、市長から諮問された第六次北本市総合振興計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、審議において示された修正案を含め、その内容は妥当であると認める。
- 2 新たな総合振興計画がわかりやすく親しみをもちやすいものとなるよう、図やイラストなどを用いるとともに、外来語やカタカナ語、行政用語には説明を付すなど工夫すること。
- 3 基本計画(案)の策定にあたっては、この基本構想(案)に基づき、将来都市像の実現に向け、みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくりを基本理念とし、市民の意見等に十分配慮され、持続可能な行財政運営を意識した上で、着実な実施に努められたい。

■答申(基本計画)

北総審収第1号
令和7年11月4日

北本市長 三宮幸雄様

北本市総合振興計画審議会
会長 大下 茂

第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)について(答申)

令和6年11月20日付北政政発第43号で諮問のありました第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)につきまして、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、市長から諮問された第六次北本市総合振興計画前期基本計画(案)について、慎重に審議した結果、これまでの審議内容が十分に反映されたものであり、その内容は妥当であると認める。
- 2 序論で掲げた社会環境の変化をはじめ、市民ニーズに対応した基本事業の着実な実施に努められたい。
- 3 将来都市像の実現に向けて、本計画で掲げた以下の3つの基本的な考え方に十分留意し、関連施策の成果指標はもとより、新たに設定した総合指標の向上を図られたい。
 - (1) 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加について
人口減少・少子高齢化が続く中でも、基本構想で掲げた「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」を体現し、住み続けたいまちづくりを推進するとともに、本市を訪れる人や継続して関わる人を拡大することで、まちの活力の維持・向上に努められたい。
 - (2) 地域資源を活かしたまちづくり
本市の象徴である自然環境に対する意見が数多く寄せられたことを踏まえ、次世代に継承されるべき地域資源(生物多様性・歴史・文化など)を大切にするとともに、関連施策を推進されたい。
 - (3) 持続可能な行財政運営について
今後、厳しい財政運営が見込まれる中、社会情勢等に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営に努め、本計画を着実に推進されたい。
- 4 基本計画に掲げる各分野の施策は、互いに密接に関連することから、施策の推進にあたっては、組織全体で横断的に取り組まれたい。

(4) 北本市行政経営会議設置規程

平成29年5月8日

訓令第6号

改正 平成30年3月30日訓令第1号

令和元年9月30日訓令第5号

令和元年11月20日訓令第6号

令和2年3月31日訓令第6号

令和5年3月16日訓令第3号

(設置)

第1条 行政経営の観点から市の基本的な方針及び政策等について迅速かつ的確に判断するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、北本市行政経営会議(以下「行政経営会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 行政経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市の総合振興計画並びに総合振興計画に基づく重要な施策及び重要な事業計画に関すること。
- (2) 予算の編成方針及び予算案に関すること。
- (3) 施策評価、事務事業評価等の行政評価に関すること。
- (4) 行財政運営の基本方針に関すること。
- (5) 行財政改革に関すること。
- (6) 組織、人事、財政等の市政運営の基幹的制度の制定及び改廃に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、行政経営上、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 行政経営会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 部長、参与、会計管理者、市長公室長、政策推進課長、財政課長及び総務課長

(会議)

第4条 市長は、必要に応じて行政経営会議を招集し、これを主宰する。

2 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(臨時の出席者)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる職にある者以外の者を出席させることができる。

(決定事項の周知及び遵守等)

第6条 行政経営会議の決定事項は、速やかに職員全体に周知するものとする。ただし、当該決定事項の内容が機密を要すると認められるものについては、この限りでない。

2 前項の決定事項を所管する部課長等は、当該決定事項を遵守し、速やかに処理しなければならない。

(進捗状況の報告)

第7条 前条第2項に規定する部課長等は、当該決定事項の進捗状況について、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 行政経営会議の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政経営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年5月8日から施行する。
(北本市行政改革推進本部設置規程の廃止)
- 2 北本市行政改革推進本部設置規程(昭和56年要綱第17号)は、廃止する。

附 則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 第六次北本市総合振興計画検討委員会設置要綱

令和6年5月29日市長決裁
改正 令和7年4月 1日市長決裁

(設置)

第1条 第六次北本市総合振興計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、当該計画に係る事項について調査し、計画案について幅広く検討するため、第六次北本市総合振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員長は、必要に応じて、第六次北本市総合振興計画策定ワーキンググループを設置することができる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

(1) 計画に係る事項の調査及び計画案の検討に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するにあたって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に定めるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表第1に定める者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

2 この要綱は、第六次北本市総合振興計画書の完成した日が属する年度の末日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	職 名
委 員 長	政策推進部長
副委員長	こども健康部副部長
委 員	総務部税務課長
委 員	市民経済部副部長
委 員	福祉部高齢介護課長
委 員	都市整備部建築開発課長
委 員	教育部副部長

3 基本計画に紐づく計画・宣言等

● 施策に紐づく個別計画

計画名	該当する施策
きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6
北本市教育振興基本計画	1-1、1-4、1-5、3-5、4-4
北本市子どもの権利に関する行動計画	1-2、1-4、1-5、1-6、5-1
北本市障害者福祉計画	1-2、3-4
北本市障害福祉計画・北本市障害児福祉計画	1-2、3-4
北本市子ども読書活動推進計画	1-5
北本市国土強靱化*地域計画	2-1、2-2
舗装の個別施設計画	2-1
北本市橋梁長寿化修繕計画	2-1
北本市都市計画マスタープラン	2-1、2-3、2-4、2-6
北本市生活排水処理基本計画	2-1、2-5
北本市公共下水道事業経営戦略	2-1
北本市地域防災計画	2-2
国民の保護に関する北本市計画	2-2
北本市避難行動要支援者避難支援全体計画	2-2
北本市災害廃棄物処理計画	2-2、2-5
北本市立地適正化計画	2-3、2-4、2-6
北本市環境基本計画	2-4、2-5
北本市緑の基本計画	2-4、2-5
北本市空家等対策計画	2-4
北本市マンション管理適正化推進計画	2-4
北本市住宅・建築物耐震改修促進計画	2-4
北本市地球温暖化対策実行計画	2-5
北本市森林整備計画	2-5、4-2
北本市分別収集計画	2-5
北本市一般廃棄物処理基本計画	2-5

計画名	該当する施策
北本市産業振興ビジョン	2-6、4-2、4-3
北本市みんないきいき！健康なまちづくりプラン	3-1
北本市自殺対策推進計画	3-1、3-3
北本市新型インフルエンザ等対策行動計画	3-1
北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市特定健康診査等実施計画	3-1
北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	3-2
北本市地域福祉計画	3-3
北本市生涯学習推進計画	3-5、4-4
北本市スポーツ推進計画	3-5
北本市シティプロモーション*推進方針	4-1
北本市農業振興地域整備計画	4-2
北本市鳥獣被害防止計画	4-2
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	4-2
北本市男女行動計画	5-1
北本市市民公益活動推進計画	5-2、5-3
北本市DX*推進方針	6-2、6-3
北本市人材育成基本方針	6-3
北本市財政計画	6-3
北本市公共施設等総合管理計画	6-3
北本市公共施設マネジメント実施計画	6-3

● 施策に紐づく宣言

宣言名	該当する施策
めざせ日本一、子育て応援都市宣言	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6
北本市人権尊重都市宣言	1-6、5-1
北本市ゼロカーボンシティ宣言	2-4、2-5
世界連邦平和都市宣言	5-1
北本市非核平和都市宣言	5-1
北本市男女共同参画都市宣言	5-1

4 用語解説

数字・アルファベット		該当ページ
4R	ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、ごみになるものは断る(リフューズ)、ごみをもとから減らす(リデュース)、繰り返し使う(リユース)、資源として再使用する(リサイクル)という、頭文字に「R」のある4つの取組のこと。	72、73
65歳健康寿命	65歳になった人が、健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には、要介護2以上になる前までの期間のこと。	78、123
6次産業化	一次産業としての農林漁業について、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。	92、93
8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりのこどもの生活を支える問題のこと。	82
AI	Artificial Intelligenceの略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。	113
DX	Digital Transformationの略で、業務を改善した上で、デジタル技術を活用することにより、組織、企業文化・風土等を変革すること。	43、94、 110、112、 113、 132、146
eコマース	electronic commerce(電子商取引)の略で、主に、インターネットを介して行われる商品やサービスの売買のこと。	34
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。IT(情報技術)に「コミュニケーション」が加わることで、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	56、57、 66、108、 110
IoT	Internet of Thingsの略で、モノのインターネットと呼ばれる。日常生活や経済活動の中にあるあらゆる「モノ」がインターネットでつながり、遠隔で操作・制御したり、データを収集してビッグデータとして活用したりできる仕組みのこと。	66
mGAP	住民の地域への推奨・参加・感謝の意欲を定量化したもの。この数値を測ることにより「地域に真剣になる力」「地域を持続させる熱を持ったしなやかな土台」の強さを可視化することをねらいとする。	29、90、 126
note	文章や画像、音声、動画を投稿して、ユーザーがそのコンテンツを楽しんで応援できるオンラインのメディアのこと。	91、127
PDCAマネジメントサイクル	Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Act(改善)のサイクルを通じて、目標の達成に向けて効果的に業務を推進していくための管理手法のこと。	27、112
SNS	Social Networking Serviceの略で、利用者間でのコミュニケーションのため、様々な事業者により提供されるインターネット上のサービスのこと。	91、93、 97、108、 109、127、 128、130

あ 行		
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。	83
アダプトプログラム	市民と行政との協働による継続的な美化活動の仕組みのこと。	105
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者のほか、高等学校等に在籍する18歳以上の者を含む)のこと。	52、53、115
オープンデータ	行政機関等が保有する公共データを「機械判読に適したデータ形式」で、誰もが二次利用を可能とするルールのもと公開されたデータのこと。	109
か 行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らし、森林等による吸収分を差し引いた排出量を実質ゼロにすること。	11、72
関係人口	定住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域住民と多様に関わる人々。地域に関わってくれる人々のこと。	11、34、42、72、90、91
基本的な生活習慣平均実践項目数	健康維持や生活リズムの安定を図るために数値化されるもの。代表的な項目には、睡眠・運動・食事などが含まれ、全国平均値が示されている。また、児童生徒においては、主に睡眠、食事、運動、排便、生活リズム、メディア利用、健康チェックなどの項目において数値化される。	58、59、117
拠点校部活動	在籍する中学校に希望する部活動がない場合に、生徒の希望に応じて他校(拠点校)が活動場所となり実施される部活動のこと。	57、116
クラウドファンディング	インターネット経由等で不特定多数の人から資金を調達する手法のこと。	42、91、105、127、130
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。	79、123
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のこと。	21、22、23、113
合理的配慮	教育や就業、地域生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。障がいのある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過度な負担にならない範囲で合理的な配慮を行うことが求められている。	84、108
交流人口	通勤・通学や買い物、観光等でその地域を訪れる人のこと。「定住人口」に対する概念のこと。	11、34、42、72、90、91、93
国土強靱化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組のこと。行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も含む。	35、64、66、67、120、145
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのこと。	58、59

さ 行		
再生可能エネルギー (再エネ)	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり資源が枯渇しないエネルギー(太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など)。	70、72、73
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。	44、100
自然動態	出生と死亡によって生じる人口の変動のこと。「自然増」は出生が死亡を上回ること、「自然減」は死亡が出生を上回ることを指す。	15、33
実質公債費比率	地方公共団体の財政規模に対し、借入金の返済額(公債費)が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。	22、112、 131
シティプロモーション	まちを持続的に発展させていくために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと。	42、89、90、 91、126、 127、146
児童	児童福祉法では満18歳に満たない者、学校教育法では満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢児童)を指す。	17、29、52、 53、56、57、 58、59、 116、117
社会動態	転入と転出によって生じる人口の変動のこと。「社会増」は転入が転出を上回ること、「社会減」は転出が転入を上回ることを指す。	15、16、33
主要備蓄用品	北本市においては、水・食料・毛布の3品目のこと。	67、120
将来負担比率	地方公共団体の財政規模に対し、将来負担すべき負債額が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。 ※算定されない場合は「-」と記載。	22、112、 131
スクールカウンセラー (SC)	学校で児童生徒や教職員、保護者の心のケアや相談支援を行う専門家のこと。主に児童生徒の心の問題(いじめ・不登校・家庭問題など)に対応し、教育現場での心理的な支援を行う役割を担っている。	57
スクールソーシャル ワーカー(SSW)	児童生徒が抱える問題を解決するために、学校を中心にそのこどもを取り巻く家庭や地域などの環境へ働きかける福祉の専門職のこと。児童生徒や保護者への直接的な相談支援から、学校教職員への助言、関係機関との連携調整、学校内の支援体制構築まで幅広く活動し、福祉的支援を行う役割を担っている。	57
性的少数者	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人)等、性的指向や性自認において、社会的には少数派となる人たちのこと。	100
生徒	学校教育法では、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢生徒)を指す。	17、29、56、 57、58、59、 116、117
生物多様性	自然生態系を構成する生物種の多様性や、その遺伝子の多様性、また様々な生態系が存在するという意味での多様性まで含めた、包括的な概念のこと。	11、44、72、 73、122

た 行		
団塊ジュニア世代	昭和46(1971)年～昭和49(1974)年頃の第二次ベビーブームに生まれた世代を指す。団塊の世代のこども世代にあたる。なお、団塊の世代は、昭和22(1947)年～昭和24(1949)年頃の第一次ベビーブームに生まれた世代を指し、他世代に比較して人数が多い。	80
地域共生社会	住民が抱える福祉課題に対し、ボランティア、NPO、地域活動団体等が分野を超えてつながり支え合うことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	82
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差。	11、86
デジタルリテラシー	デジタル技術に関する知識を持ち、活用できる能力のこと。	113
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。	57、117
は 行		
フォロワー	ソーシャルメディアにおいて、特定のユーザーの投稿内容を見られるように登録した人のこと。	109、130
防災対策の平均準備項目数	まちづくり市民アンケートにおいて把握する、市民が実施している防災対策の項目数のこと。具体的には、家具の転倒防止対策、災害時の家族との連絡方法の確認、防災アプリや北本メール(防災)の登録、防災訓練への参加、避難場所の確認、自宅での食糧等の備蓄の6項目における平均準備項目数。	67、120
防犯対策の平均実践項目数	まちづくり市民アンケートにおいて把握する、市民が実施している防犯対策の項目数のこと。具体的には、北本メール(防犯)への登録、自転車へのダブルロック、警備会社のホームセキュリティ、門灯等照明設備の整備、防犯グッズの携帯、防犯ガラスの設置・防犯フィルムの貼り付けの6項目における平均実践項目数。	69、121
や 行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。	53
ら 行		
緑被率	樹木・樹林、草地、農地で覆われる土地の面積割合のこと。北本市全体の緑被率は平成29年時点で48.2%(北本市緑の基本計画より)。	43